

季刊 **家内労働** 夏号 No.181

**私たちに
ご相談ください!**

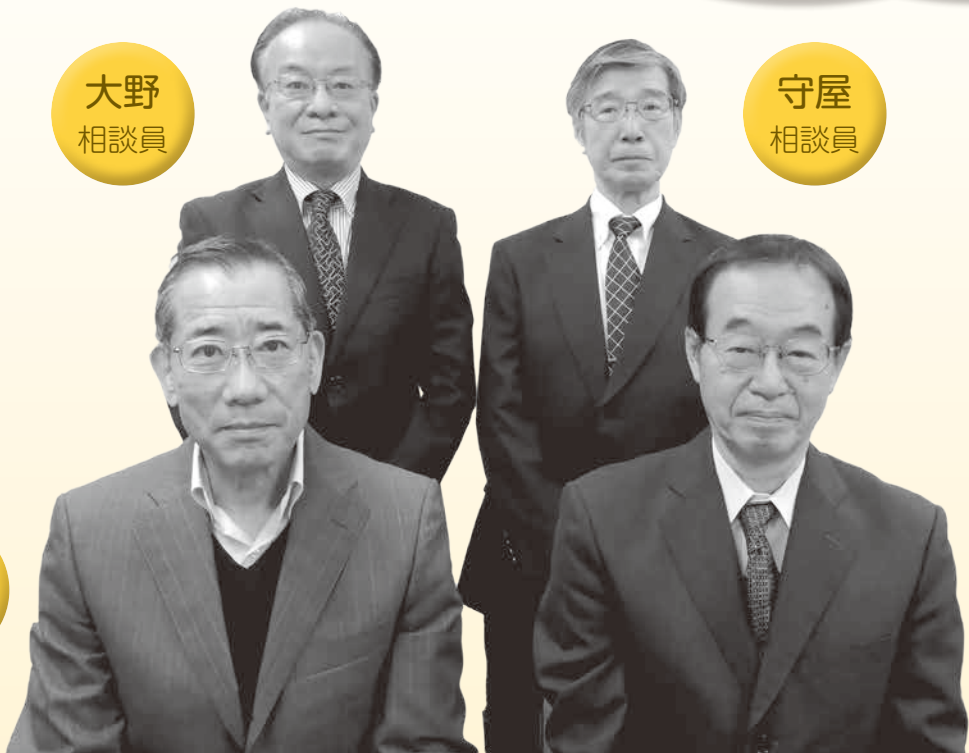
相談員紹介
家内労働相談員の4人です。
相談コーナー、巡回相談等で皆様と
接する機会があった際には、どうぞ
よろしくお願いします。

大野
相談員

守屋
相談員

柳川
相談員

鳩山
相談員



私たち家内労働相談員は、皆さまの作業場などをお訪ねして、有機溶剤健康診断、作業場の環境改善、工賃に関すること、傷病共済制度や労災保険特別加入制度など、各種相談をお受けしています。
また「家内労働相談コーナー」には、相談員が常駐していますので、お気軽にご相談ください。
当コーナーでは、製靴関係の仕事情報を掲示しています。情報はFAXやインターネットでも取り出すことができますので是非ご利用ください。

目次 INDEX

- ◆ 私たちにご相談ください～家内労働相談員の紹介～ 1
- ◆ 有機溶剤健康診断のご案内 2
- ◆ あんしん共済に加入しませんか 3
- ◆ 労災保険特別加入制度のお知らせ 4,5
- ◆ 家内労働相談コーナーのご案内 6

有機溶剤健康診断のご案内

有機溶剤健康診断は、ご自宅または作業場の近くの指定医療機関で、年度末まで受診することができます。有機溶剤を使用している家内労働者の方は、年1回の受診をおすすめします。

問い合わせ先 東京都家内労働担当 ☎ 03-5320-4654

Q 有機溶剤の健康診断ってどんなことをするの？



A. 有機溶剤健診の内容は、主に尿検査と医師による問診なのでとても簡単です。
さらに区などが実施している健康診断と一緒に受診すれば、尿をちょっと多めに採るだけで一度に二つの健康診断が受診できるのでとても便利です。
東京都はこの便利な「同時受診」をみなさまにおすすめしています。



Q どのような人が健診の対象となるの？



A. 皮革業に従事し、有機溶剤を含む接着剤や両面テープなどを使用している、次の①か②の条件を満たす方であれば、どなたでも受診できます。
① 都内在住の家内労働者および補助者の方
② 他県在住で都内に作業場がある家内労働者（通い職人）の方
ただし、②の方は同時受診できません。基本の健康診断はお住まいの地域で受診していただき、有機溶剤健診のみ作業場がある区の指定医療機関で受診することができます。



Q どこに行けば健診が受けられるの？



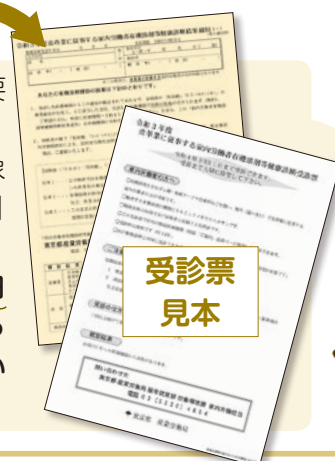
A. ① 都内在住の家内労働者および補助者の方
→ご自宅か、または作業場（都内）のある地域の指定医療機関
② 他県在住で都内に作業場のある通い職人の方
→作業場のある地域の指定医療機関
その他の地域で受診を希望される方は、お問い合わせください。他の地域で受診される場合、同時受診はできません。



Q 受診するにはどうすればいいの？



A. 受診するには、クリーム色の「受診票」が必要です。
家内労働相談員が、巡回相談の時に健診の対象だと思われる方々へ「受診案内」と「受診票」をお届けするか、ご自宅に郵送しています。
今年度の有機溶剤健康診断は令和4年3月31日まで受診できます。受診する地域や年齢によって、受診方法が違ってきますので、詳細についてはお問い合わせください。



専門的・家内労働者のみなさま



あんしん共済に加入しませんか



75歳まで加入できます！ 80歳まで更新できます！

あんしん共済とは

あんしん共済は、勤労者の方が病気やケガで働けなくなったときや、死亡されたときに給付金をお支払する制度です。

入ってうれしい3つの「あんしん」

その1

まさかの時の生活をサポート！

病気、ケガによる入院・通院・自宅療養で終日休業しなくてはならない時、6日目から共済金をお支払い。(1年間180日、通算5年間360日限度)

その2

お安い掛金、でもしっかり保障

掛金のお支払いは月々1,600円(女性15～64歳、共済金1日3,000円の場合)から

その3

80歳まで契約継続可能

ご加入は15歳から75歳まで。以後は80歳まで契約更新していただくことが可能です。

加入できる人の条件は？

満15歳から満75歳までの方で、以下のいずれかに当てはまる方

- 東京都内に在住の専門的・家内労働者の方
- 東京都内に在住の製造業または製造小売業の個人事業者で従業員4名以下の方

※加入申し込みには審査があります。お申込みいただいてもご加入いただけない場合もありますのであらかじめご了承ください。

掛金・補償内容は？

		A型(3000円)コース				B型(5000円)コース			
共済金		1日3,000円 ※(最高54万円/年) ※同一傷病限度額				1日5,000円 ※(最高90万円/年) ※同一傷病限度額			
見舞金(死亡時)		180,000円				300,000円			
掛金	年齢区分	15歳～64歳		65歳～80歳		15歳～64歳		65歳～80歳	
	男女別区分	男	女	男	女	男	女	男	女
	月払(円)	1,800	1,600	2,800	2,600	2,800	2,400	4,500	4,000
	半年払(円)	10,350	9,200	16,100	14,950	16,100	13,800	25,875	23,000
一括払(円)		19,800	17,600	30,800	28,600	30,800	26,400	49,500	44,000

加入者の方からこんなお声をいただいています



長期にわたりリハビリをしなければならなく、7ヶ月もお医者さまから「何をしても大丈夫です」という許可が頂けず不安でしたが、あんしん共済のお蔭で安心して治療することが出来ました。ありがとうございました。(Oさん)

お問い合わせ：公益財団法人東京都中小企業振興公社 共済事業室

☎ 0120-816093(ハイローキョウサイ)

労災保険特別加入制度のお知らせ



「いつもやっている作業だから…」と油断は禁物！危険はどこにでもあります。療養のため働くことができないばかりか、治療費、通院費など意外と費用がかかるものです。

家内労働者の方およびその補助者の方のうち、対象となる作業をされている方に対しては、労災保険特別加入制度があります。



1. 労災保険に特別加入すると

仕事が原因でおきた「けが」や「病気」について

- ▶ 労災保険指定（指名）医療機関にかかったときは、無料で診療が受けられます。
- ▶ その他の医療機関にかかったときは、療養に要した費用が支給されます。
- ▶ 「けが」や「病気」の療養のため、働くことができないときは、休業4日目から休業補償給付を受けられます。

このほか、障害が残ったときは障害補償給付が、不幸にして亡くなられたときは遺族補償給付が受けられます。

2. 特別加入できるのは

次ページ【表1】の対象作業に従事している家内労働者及びその補助者の方々です。

ただし、女性および年少者には、就業が制限されている作業がありますので、たとえその作業に従事していても加入できません。

3. 特別加入するには

すでにある「家内労働者の特別加入団体」に加入するか、または、新たに特別加入団体を作って東京労働局長の承認を得ることが必要です。保険料の支払いについては、加入した団体を經由して行います。

4. 保険料は

特別加入者の給付基礎日額が基礎となり、次の計算式によって求められます。

$$\text{【年間保険料】} = \text{給付基礎日額}^{(注1)} \times 365日 \times \text{保険料率}^{(注2)}$$

特別加入者の保険料率および年間保険料は【表1】、【表2】（次ページ）のとおりです。

保険期間は1年（4月1日から翌年の3月31日）ですが、年度途中でも加入できます。

なお、作業内容、加入前の作業従事期間により加入時健康診断が必要となる場合があります。

（注1）給付基礎日額は、労災保険の給付額算定の基礎となるもので、特別加入者の所得水準に見合った額となり、特別加入者の希望等から東京労働局長が決定します。なお、給付基礎日額は、2,000円から25,000円の範囲で19段階あります。

（注2）保険料率は家内労働者の作業内容によって異なります。

5. ご相談は

東京労働局（☎03-3512-1614）またはお近くの各労働基準監督署へご相談ください。

【表1】保険料率表

対象作業	保険料率
①プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤またはフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布または紙の加工の作業	1,000分の15
②金属製洋食器、刃物、バルブまたはコックの製造または加工に関する作業のうち、以下のいずれかに当たるもの ・研削盤やバフ盤を使用して行う研削または研まの作業 ・溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ、焼きもどしの作業	1,000分の15
③有機溶剤や有機溶剤含有物または特別有機溶剤等を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの ・履物、鞆、袋物、服装用ベルト、グラブ、ミット（化学物質製、皮製、布製のものに限る） ・木製または合成樹脂製の漆器	1,000分の6
④陶磁器の製造に関する作業のうち、以下のいずれかに当たるもの ・粉じん作業 ・鉛化合物を含有する釉薬を使って行う施釉の作業 ・鉛化合物を含有する絵具を使って行う絵付けの作業 ・施釉、絵付けを行ったものの焼成の作業	1,000分の17
⑤動力により駆動する合糸機、捻糸機または織機を使用して行う作業	1,000分の3
⑥木工機械を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの ・仏壇 ・木製または竹製の食器	1,000分の18

【表2】年間保険料

(単位：円)

給付基礎 日額	保険料算定基礎額	年間保険料				
		表1の①②(0.015)	表1の③(0.006)	表1の④(0.017)	表1の⑤(0.003)	表1の⑥(0.018)
25,000	9,125,000	136,875	54,750	155,125	27,375	164,250
24,000	8,760,000	131,400	52,560	148,920	26,280	157,680
22,000	8,030,000	120,450	48,180	136,510	24,090	144,540
20,000	7,300,000	109,500	43,800	124,100	21,900	131,400
18,000	6,570,000	98,550	39,420	111,690	19,710	118,260
16,000	5,840,000	87,600	35,040	99,280	17,520	105,120
14,000	5,110,000	76,650	30,660	86,870	15,330	91,980
12,000	4,380,000	65,700	26,280	74,460	13,140	78,840
10,000	3,650,000	54,750	21,900	62,050	10,950	65,700
9,000	3,285,000	49,275	19,710	55,845	9,855	59,130
8,000	2,920,000	43,800	17,520	49,640	8,760	52,560
7,000	2,555,000	38,325	15,330	43,435	7,665	45,990
6,000	2,190,000	32,850	13,140	37,230	6,570	39,420
5,000	1,825,000	27,375	10,950	31,025	5,475	32,850
4,000	1,460,000	21,900	8,760	24,820	4,380	26,280
3,500	1,277,500	19,162	7,665	21,717	3,832	22,995
3,000	1,095,000	16,425	6,570	18,615	3,285	19,710
2,500	912,500	13,687	5,475	15,512	2,737	16,425
2,000	730,000	10,950	4,380	12,410	2,190	13,140

※表の数字は一人分の金額です。

※「休業1日当たりの給付額」は、給付基礎日額の80%（保険給付60%+特別支給金20%）となります。

※保険料は、税金申告時に全額控除の対象となります。

【別表】労災保険給付の内容について

こんなときは	給付の種類	保険給付	特別支給金(定率定額支給)
労災保険指定(指名)医療機関にかかったとき	療養補償給付	無料で診療が受けられる	
上記以外の医療機関にかかったとき		療養に要した費用が支給される	
傷病の療養のため仕事ができないとき (休業4日目以降)	休業補償給付	休業4日目以降1日につき60%	休業4日目以降 1日につき20%
療養開始後1年6か月たっても治らず、傷病等級表に定める傷病等級に該当するとき	傷病補償年金	年金245~313日分	100万円~114万円 (一時金)
「病気」「けが」が治っても、障害等級に定める障害が残ったとき	障害補償給付	年金131日~313日分 または一時金56~503日分	8万円~342万円 (一時金)
死亡したときその遺族に	遺族補償給付	遺族の人数により 1年間に153~245日分 遺族に年金資格受給者がいないとき 1,000日分(一時金)	300万円 (一時金)
	葬祭料	30日+31.5万円または60日分のいずれか高いほう	

※傷病補償年金、障害補償給付は等級により、保険給付の日数が異なります。

※仕事上の「病気」「けが」による一定の障害により、すでに介護を受けている方は、介護補償給付を受けられる場合があります。

※作業場における作業又は作業の準備、後始末による「災害」については保険給付を行います。自宅から作業場、自宅もしくは作業場から委託者の事務所の往復における「災害」については、保険給付を行いません。

家内労働相談コーナーのご案内



相談日時 月～金曜日(祝祭日・年末年始を除く)
9時～17時

所在地 〒111-0032
東京都台東区浅草5-70-11(川口ビル2階)

電話 03-3871-4555

FAX 03-3871-4550

交通案内 【鉄道】
「東京メトロ銀座線」「都営浅草線」
「東武伊勢崎線」浅草駅下車徒歩15分
【都バス】浅草駅より
東42甲 南千住行「今戸」下車 徒歩2分
草64 池袋東口行「東浅草一丁目」下車
徒歩1分

専門的・家内労働者(製靴関係)の方々へ
仕事情報を提供しています

提供期間 1情報・原則1ヶ月

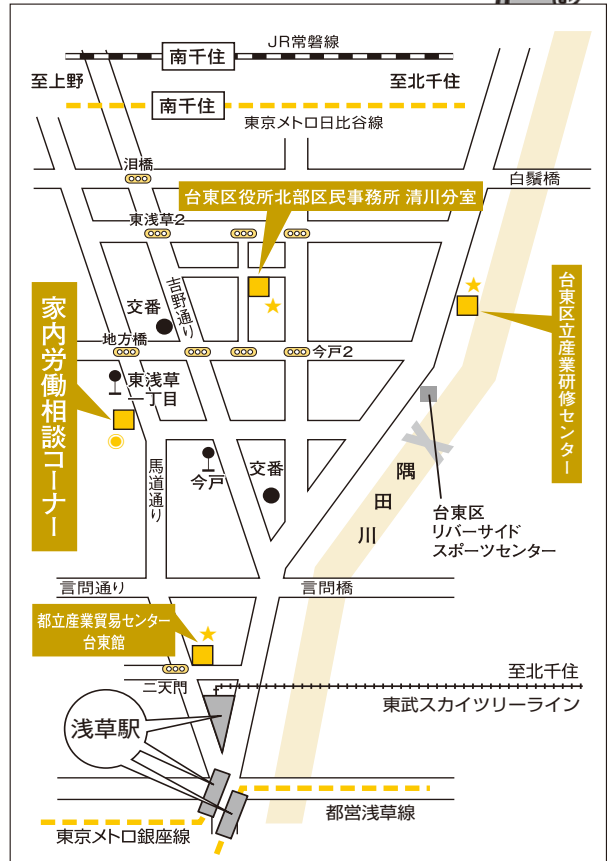
提供内容 職種・作業形態・委託者名(所在地・電話)

提供方法 電話・FAX・インターネット・閲覧にて

電話 03-3871-4555(家内労働相談コーナー)

FAX 03-5940-5411
※音声ガイダンスに従い、最初に0を押し「051」
を押してください。
*取り出し専用の番号です

インターネット <https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/>
東京都のホームページ(TOKYOはたらくネット)
*画面の下方の「履物家内労働者の仕事情報」をクリックしてください。



閲覧 閲覧できる日、時間はそれぞれの施設の窓口開設時間に準じます。

- 家内労働相談コーナー(台東区浅草5-70-11 川口ビル2階)
- ★台東区役所北部区民事務所 清川分室(台東区清川1-23-8 1階)
- ★都立産業貿易センター 台東館(台東区花川戸2-6-5 1階)
- ★台東区立産業研修センター(台東区橋場1-36-2 1階)
- ・台東区文化産業観光部産業振興課(台東区東上野4-5-6 9階)
- ・しごと発見プラザかつしか(葛飾区青戸7-2-1 テクノプラザかつしか1階)
- ・JOBコーナー町屋(荒川区荒川7-50-9 センターまちや3階)
- ・すみだ就職相談室(墨田区吾妻橋1-23-20 墨田区役所1階)
- ・足立区産業経済部企業経営支援課(足立区中央本町1-17-1 足立区役所南館4階)

■委託者の方々へ…製靴関係の仕事の情報をお寄せください

東京都では、上記の提供方法により履物関係の家内労働者に対して、仕事の情報(職人募集情報)を提供しております。

裁断・製甲・底付け・仕上げなどの職人をお探しの場合は、相談コーナーへFAX(03-3871-4550)でお申し込みください。情報は1ヶ月掲示いたします。

申込用紙は相談コーナーにありますので、お問い合わせください。

TOKYOはたらくネットからもダウンロードできます。



TOKYOはたらくネット

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/>

職人募集の掲示依頼書

下記の該当するところを「○」で囲み、ファクシミリ送付でお申し込みください。

FAX 03-3871-4550

職種	1 紳士靴 2 婦人靴(①ハンプス②ブーツ③サンダル④スポーツ⑤その他) 3 その他()
内容	1 裁断 2 製甲 3 底付け 4 仕上げ 5 その他()
作業形態	1 取り仕事 2 通い 3 その他()
内容・詳細 その他条件	(募集する作業内容) ----- (生産量、納期など)
事業所名 所在地 電話番号 担当者名	

- ① 雇用労働者については、取り扱っておりません。
- ② お申込みの日から、原則として1ヶ月掲示いたします。
- ③ 工資等の条件は、家内労働者と委託者が直接話し合った上で、決めていただくことになります。